

JIS

鉦 山 記 号

JIS M 0101-1978

(2006 確認)

昭和53年8月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

鉱山部会 鉱山記号専門委員会 構成表（昭和52年3月1日改正のとき）

	氏名	所属
(委員長)	伊木正二	東京大学
	清滝昌三郎	通商産業省立地公署局
	嶋田勝弘	通商産業省立地公署局
	曾我部正敏	工業技術院地質調査所
	高瀬郁弥	資源エネルギー庁石炭部
	福原元一	資源エネルギー庁長官官房
	房村信雄	早稲田大学工学部
	帆足万里	工業技術院標準部
	箕輪哲	資源エネルギー庁石油部
	岩佐静雄	三菱金属株式会社鉱山事業本部
	川崎四郎	同和鉱業株式会社鉱山部
	五戸章三	帝国石油株式会社保安室
	小松宏次	日本石炭協会
	斉藤憲	日本鉱業株式会社資源事業本部
	佐藤諒	石油資源開発株式会社保安室
	長井俊秀	日本鉱業協会
	西村光一	三井石炭鉱業株式会社本店保安部
	林明敏	北海道炭礦汽船株式会社技術部
	牧千代太朗	石灰石鉱業協会
	宮崎清二	三菱石炭鉱業株式会社技術部
	安田佑二	三井金属鉱業株式会社鉱山部
(事務局)	山田隆三	工業技術院標準部材料規格課
(事務局)	黒河亀千代	工業技術院標準部材料規格課（昭和53年8月1日改正のとき）
	土屋隆	工業技術院標準部材料規格課（昭和53年8月1日改正のとき）

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和25.8.21 改正：昭和53.8.1 確認：昭和59.1.1
官報公示：昭和59.2.17

原案作成協力者：社団法人日本保安用品協会

審議部会：日本工業標準調査会 資源エネルギー部会（部会長 今泉 常正）

審議専門委員会：鉱山記号専門委員会（委員長 伊木 正二）（昭和52年3月1日改正のとき）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

鉱山記号

M 0101-1978
(1984 確認)

Graphical Symbols for Mines

1. 適用範囲 この規格は、鉱山(金属、非金属、石炭、石油などすべての鉱山を含む。)の坑内、坑外、鉱場、海洋などの図面に用いる記号について規定する。

2. 記号 記号は、付表による。

なお、整理のため、表1のように区分する。

表1 記号の区分

区分記号	区分	備考
A	一般	
B	地質及び鉱床	
C	探鉱及び採鉱	
D	保安施設	Eに入るものは除く
E	機械器具及び設備	坑内、坑外で作業するもの
F	電気施設	Eに入るものは除く
G	一般施設	E, Fに入るものは除く
Z	その他	上のいずれにも属さないもの

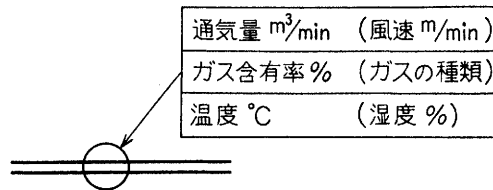
3. 記号及び文字の大きさ 記号及び文字の大きさは、図面に合わせて記入し、文字は、明りょうに書き、図面のわかりやすい位置に記入する。

4. 特別な使い方をする記号 この規格のうち、特別な使い方をする記号について、その使い方を次に示す。

(1) A1~A5の記載順序を、次に示す。

なお、この記載順序による場合は、単位を省略してもよい。

例:



(2) A6及びA7は、T状に変わった坑道においては、次のように使う場合もある。

例:



(3) B1~B80の地質関係記号の使い方

(a) 地質柱状図 B1~B61の記号を用いて表す。

(b) 断層及び走向 断層及び走向に関する記号B64~B73は、いろいろ組み合わせて用いる。例えば、走向N80度E、傾斜20度N、30m南側落下の確定逆断層では、次のように表現する。